

動物用医薬品の使用記録が必要です！

畜水産物の安全性を確保するために、使用規制省令が改正され、使用基準が定められた動物用医薬品の使用者（獣医師、畜産農家など）は、その使用する動物用医薬品に関する事項を帳簿に記載するよう努めなければならないこととされました。（H15.4.28 公布、施行）

1 使用者が帳簿に記載する事項は、

- (1) 医薬品を使用した年月日
- (2) 医薬品を使用した場所（注1）
- (3) 使用対象動物の種類、頭羽尾数及び特徴（注2）
- (4) 医薬品の名称
- (5) 医薬品の用法及び用量
- (6) 使用対象動物及びその生産する乳、鶏卵などを供するために、と殺もしくは水揚げ又は出荷することができる年月日（注3）

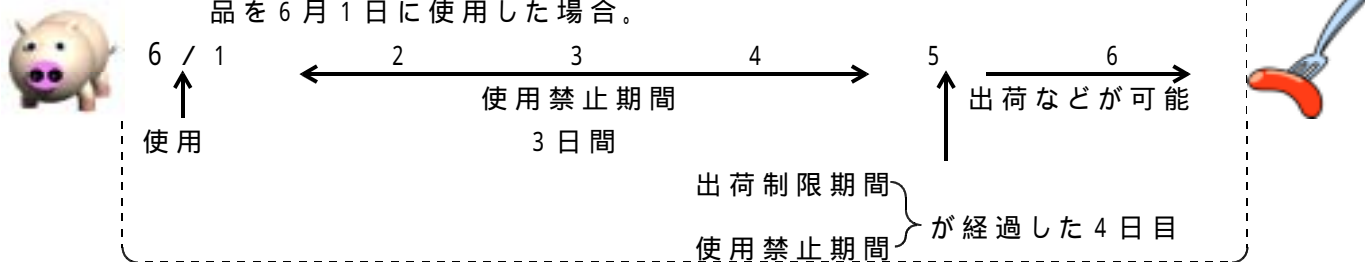
*注1：「使用した場所」とは、住所、飼育施設の名称など。

*注2：「特徴」とは、毛色、耳標など番号、名号、性、年齢、体重など。

*注3： 使用基準に基づき対象医薬品を使用した場合は、使用禁止期間（添付文書などに記載されています。）、

獣医師が発行した出荷制限指示書により対象医薬品を使用した場合は、出荷制限期間を確認した上で、それらの期間が経過した年月日（出荷などが可能となる年月日）を確実に記載する。

（例）「使用禁止期間が食用に供するために と畜する前3日間」である医薬品を6月1日に使用した場合。



2 獣医師が当該医薬品を使用した場合は、

- ・ 診療簿に上記事項を記載することで、帳簿への記載に代えることができます。

3 動物の所有者または管理者が使用した場合は、

- ・ 獣医師が記載した当該指示書の「飼育者用」写しの内容を確認し、上記の事項が指示書に記載されている場合は指示書のとおり使用したことを記入し、上記の事項の記載に不足がある場合は、不足事項を記入し、保存しておくことで、帳簿への記載に代えることができます。

